来神した鈴木會長

自動車上から演説
直に八方に活動を開始す

[illegible]鈴木商店の[illegible]は[illegible]二十一日午後七時二[illegible]

[illegible]して今後の方針を[illegible]した後一日以後活動を開始すこ

川崎は未定

柳川[illegible]談

[illegible]三菱は[illegible]の如く職工に對する[illegible]を[illegible]したが川崎は何うするか[illegible]に同意の[illegible]を[illegible]こと[illegible]氏は曰く

[illegible]

三宮驛に著いて演説する鈴木友愛會長と出迎へた勞働者（二十一日朝）

神戸の勞働爭議

整理案を[illegible]
默殺す
三菱罷工團の態度

三菱造船所にては一日[illegible]報の如く出勤職工一同に對し所謂整理案を記載した文書を配布したが一方罷工團には最高幹部會を開いた結果會社の案文に對しては內容の[illegible]求も[illegible]絕對にしないことに決したので[illegible]幹部の一人は語る「會社の發表した案文には勞働組合の理由に就て何等[illegible]然たるが障を與へて居ない[illegible]刷物は要するに出勤職工に對するもので爭議團に對するものでは認められない[illegible]罷工を續ける外はない」云々

賀川豐彥氏
收監さる
騷擾罪にて

神戸勞働爭議の大立者賀川豐彥氏は檢事局で取調の結果遂に一日午前[illegible]騷擾罪として起訴令狀を執行[illegible]に移され[illegible]分監に收容された[illegible]のは七十八名に上つて居る（神戸電話）

川崎罷工團
新要求

川崎造船所[illegible]一日の職工出勤數は會社の發表に據れば計七千二百七十八人で前日より千二百一人を增して居るが罷工團では更に陣容を立直し幹部會を開いた結果[illegible]提出した要求條件中先月二十五、六、七の三日間に出勤した工[illegible]長及同心得平職工全部を解雇することの一項を更に要求し[illegible]協的態度は斷じて排すること[illegible]し最後迄戰ふことしたが尙三菱川崎造[illegible]が[illegible]の[illegible]を[illegible]すること[illegible]紛爭調[illegible]本部では同日午前五時より自動車五臺を[illegible]て[illegible]女三萬枚[illegible]警告文を出勤職工其他に[illegible]した（神戸電話）

軍隊再び出動

神戸勞働爭議に就き[illegible]に[illegible]師團より一箇大隊を派遣し同隊は其後教育[illegible]朝の[illegible]駐隊して居たが更に一日午後六時發にて歩兵第三十九聯隊より[illegible]

勞働爭議と[illegible]
第三者として
八[illegible]

[illegible]職工と[illegible]官吏[illegible]が到頭衝突したが此處に到つたことは悲むべきことであるが仕方ないことである今までに此處迄に來なかつたのは唯勞働者の慘憺なる行動に依つてのみ保持されたのである、自分は今度の勞働爭議に對して第三者[illegible]ぬ[illegible]一體此處に到らしめたのは資本家の無誠意と警察の不當なる勞働者壓迫に原因するのである、この責任は誰が負ふべきであるか今度の事件に就ては自分は極力無誠意なる資本家無理解なる官憲が不當なりと[illegible]ふのか官憲よ、お[illegible]等は勞働者の行動が[illegible]察が當るものだといふのか自分等は資本家や官憲の壓迫に就て[illegible]論する時な[illegible]持たぬが勞働者の[illegible]に依つて、財貨を積み[illegible]に[illegible]る資本家が、生活の保證と人格の[illegible]認を要求する勞働者に向つて何で不當であると[illegible]ふことが出來るであらう、不當なるは[illegible]途こそである、お[illegible]途の[illegible]の[illegible]解は[illegible]お[illegible]途の生活が[illegible]切るではないか、お[illegible]途は物質上の問題を離[illegible]運、不運の問題に轉嫁したいだらうが自分[illegible]はその[illegible]のよふな[illegible]ない

また官憲よ、お[illegible]途の安寧とは何な意味するのか[illegible]お[illegible]途の[illegible]りを安寧こそ社會の安寧を害する者である安寧の維持といふ美名の[illegible]に此[illegible]の[illegible]な[illegible]することは止めてくれ、今度の勞働爭議[illegible]お[illegible]途たちさへ資本家が[illegible]壓しなかつたならば今度のお[illegible]途との衝突は引き起さなかつたであらう、官憲は決して資本家のために存在するものではない、官憲は決して資本家の道具ではない[illegible]お[illegible]途が資本家の保護[illegible]やうに、お[illegible]途は勞働者を保護しなければならない、然るに自己の[illegible]場を忘れ公平ならざるべからざる[illegible]分の立場を[illegible]の情しも[illegible]なく投げ捨て資本家を擁護し勞働者に對して不當なる迫加ふるとは何等の失態ぞこの罪は決して小さいものではない

權力も金力も決して絕對ではない、正義に敵しては權力と金力は何らの力のないことを知らなければならぬ、國家の安寧秩序は決して權力や金力によつては保證されない、人類の正義にそこの世を[illegible]あるものとするのである

資本家と官憲よ、反省せよ今お[illegible]途の反省は國を救ふものである、お[illegible]途が人間であるやうに勞働者もお[illegible]途と何の差別なき[illegible]き人間ではないか

今一度官憲よ、お[illegible]途の反省は國を救ふものである

市民よ叫べよ

T T 生（投）

もう自分が市民は默過する[illegible]は出來ぬ今までの私等の不安なあの無理解[illegible]頑冥なそして[illegible]惡的な官憲そそして緩慢怠りなき[illegible]柔不斷なる當者に委ねて居た[illegible]は市民の失態と言はなければならぬ

駐者な援助すべきの[illegible]同胞の義務であると共にあの巳の無[illegible]頑冥のみ知つてかくまでに惡化させた資本家に對して勞働者の憂慮に[illegible]ず飢にもだえ[illegible]の[illegible]に泣く立場を內面的に諒解する市民は彼等に反省